東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年 9月 6日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 9月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 III:
 該当なし

 その他:
 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	残留熱除去系ポンプAにおいて、電動機上部軸受油面計液位の上昇が認められたため、当該油面計の 点検・気抜き管清掃実施。	GⅢ	
2		換気空調系廃棄物処理建屋サービス区域送風機B出口逆流調整ダンパにおいて、送風機起動時に3箇所中1箇所開動作を確認出来ない事象が認められたため、当該ダンパを点検・修理。	GⅢ	
3	3·4号廃棄物 処理設備	固化系温水器A加熱蒸気入口弁において、シート部漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4		焼却設備排ガスブロアにおいて、振動値上昇による警報発生、ブロア停止事象があり、現場確認の結果、振動計端子のゆるみによる影響と認められたため、当該振動計端子のビス交換締付け実施及び端子ゆるみの原因調査。	GⅢ	